平成２３年（フ）第３３０号
愛媛県松山市衣山３丁目５番21号　松本一戸建１号
債務者　阪本　憲郁
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１１６号
宮崎県都城市岩満町877番地２
債務者　福留　　勇
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１２４号
宮崎県都城市都北町1011番地　市営都北団地53の３―148号
債務者　平岡　和也
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１３７号
福島県郡山市富久山町八山田字東平作10番地の190
債務者　青山　君江
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
長野県須坂市旭ヶ丘３番地２―Ｆ―202
債務者　三ツ井敏夫
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９５号
長野市丹波島２丁目201番地１　ハイツウノメ108
債務者　樋熊　　健
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７８０号
名古屋市西区貴生町489番地の１　ビューパレス上小田井ＷＥＳＴ301号
債務者　鈴木万祐子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２１号
徳島県阿波市阿波町谷島北14番地１
債務者　藤本美代子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２７号
徳島市東出来島町５番地
債務者　尾﨑　靖子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１６号
福岡県飯塚市目尾1161番地　市営目尾第２住宅24棟244号
債務者　満井　典彦
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１１７号
福岡県飯塚市目尾1161番地　市営目尾第２住宅24棟244号
債務者　満井恵里香
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１２３号
福岡県嘉麻市山野1258番地６
債務者　山口　嘉隆
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第６３号
佐賀県唐津市相知町長部田1589番地５
債務者　江頭　正隆
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第１３６号
宮崎県東臼杵郡門川町宮ケ原４丁目80番地鳴子川荘303号、住民票上の住所宮崎県延岡市出北２丁目20番８―302号
債務者　髙萩　修三
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第４９号
熊本県玉名市横島町横島6474番地１
債務者　山中　光太
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第４６０号
熊本市八反田３丁目１番47号
債務者　宮村美喜子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４７１号
川崎市幸区南幸町３丁目38番地　高橋荘202
債務者　面谷冨士雄（旧姓黒崎）
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係